特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
30	低所得世帯等に対する給付金等給付事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
草加市は、低所得世帯等に対する給付金等給付事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
草加市長

公表日
令和7年1月27日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得世帯等に対する給付金等給付事務
②事務の概要	●事務全体の概要 低所得世帯等に対する給付金等給付事業実施要綱に基づき、次の給付金の対象者の支払管理を行っている。 ⑴　令和5年度住民税非課税世帯給付金 ⑵　令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金 ⑶　こども加算給付金 ⑷　令和6年度新たに住民税非課税世帯給付金 ⑸　令和6年度新たに住民税均等割のみ課税世帯給付金 ⑹　調整給付金 ⑺　令和6年度物価高騰対応給付金 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ・所得情報等を照会し、支給可否の判定をする。
③システムの名称	令和5年度住民税非課税世帯給付金システム、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金システム、こども加算システム、令和6年度新たに住民税非課税給付金等システム、調整給付システム、令和6年度物価高騰対応給付金システム、番号管理連携システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
令和5年度住民税非課税世帯給付金支給対象者情報ファイル、令和5年度住民税均等割のみ課税給付金支給対象者情報ファイル、こども加算支給対象者情報ファイル、令和6年度新たに住民税非課税世帯給付金等支給対象者情報ファイル、調整給付支給対象者情報ファイル、令和6年度物価高騰対応給付金支給対象者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の135の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 無し（低所得世帯等に対する給付金等給付事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。） （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の160の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第162条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部福祉政策課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 048-922-0954 総務部庶務課 郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂１－１－１ 048-922-0182 福祉部福祉政策課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂１－１－１ 048-922-0182 福祉部福祉政策課

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定し、アクセス権限の所持者には離席時のログアウト徹底を呼びかけていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月8日	表紙　評価書名	住民税非課税世帯給付金支給事務　基礎項目評価書	低所得世帯等に対する給付金等給付事務　基礎項目評価書	事後	本給付金は、経済事情の急激な変動による影響を緩和するため支給されるものであり、可能限り迅速に支給事務を行う必要があったことから、事前に評価を実施することが困難であったため、事後評価となっている。
令和6年5月8日	Ⅰ　1．①事務の名称	住民税非課税世帯給付金支給事務	低所得世帯等に対する給付金等給付事務	事後	〃
令和6年5月8日	Ⅰ　1．②事務の概要	●事務全体の概要 令和5年度住民税非課税世帯給付金給付事業実施要綱に基づき、対象者の支払管理を行っている。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ・所得情報を照会し、支給可否の判定をする。	●事務全体の概要 低所得世帯等に対する給付金等給付事業実施要綱に基づき、次の給付金の対象者の支払管理を行っている。 ⑴　令和5年度住民税非課税世帯給付金 ⑵　令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金 ⑶　こども加算給付金 ⑷　令和6年度新たに住民税非課税世帯給付金 ⑸　令和6年度新たに住民税均等割のみ課税世帯給付金 ⑹　調整給付金 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ・所得情報等を照会し、支給可否の判定をする。	事後	〃
令和6年5月8日	Ⅰ　1．③システムの名称	住民税非課税世帯給付金システム、番号管理連携システム、中間サーバー	令和5年度住民税非課税世帯給付金システム、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金システム、こども加算システム、令和6年度新たに住民税非課税給付金等システム、調整給付システム、番号管理連携システム、中間サーバー	事後	〃

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月8日	Ⅰ　2. 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯給付金支給対象者情報ファイル	令和5年度住民税非課税世帯給付金支給対象者情報ファイル、令和5年度住民税均等割のみ課税給付金支給対象者情報ファイル、こども加算支給対象者情報ファイル、令和6年度新たに住民税非課税世帯給付金等支給対象者情報ファイル、調整給付支給対象者情報ファイル	事後	〃
令和6年5月8日	Ⅲ　1. 評価対象の事務の対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	〃
令和6年5月8日	Ⅰ　5. ①部署	健康福祉部福祉政策課	福祉部福祉政策課	事後	組織改組による変更
令和6年5月8日	Ⅰ 7. 請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 048-922-0954 総務部庶務課 郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂１－１－１ 048-922-0182 健康福祉部福祉政策課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 048-922-0954 総務部庶務課 郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂１－１－１ 048-922-0182 福祉部福祉政策課	事後	組織改組による変更
令和6年5月8日	Ⅰ 8. 連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂１－１－１ 048-922-0182 健康福祉部福祉政策課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂１－１－１ 048-922-0182 福祉部福祉政策課	事後	組織改組による変更
令和6年5月8日	Ⅱ 1. 対象人数	令和5年7月1日　時点	令和6年5月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年5月8日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和5年7月1日　時点	令和6年5月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	Ⅰ　1．②事務の概要	●事務全体の概要 低所得世帯等に対する給付金等給付事業実施要綱に基づき、次の給付金の対象者の支払管理を行っている。 ⑴　令和5年度住民税非課税世帯給付金 ⑵　令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金 ⑶　こども加算給付金 ⑷　令和6年度新たに住民税非課税世帯給付金 ⑸　令和6年度新たに住民税均等割のみ課税世帯給付金 ⑹　調整給付金 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ・所得情報等を照会し、支給可否の判定をする。	●事務全体の概要 低所得世帯等に対する給付金等給付事業実施要綱に基づき、次の給付金の対象者の支払管理を行っている。 ⑴　令和5年度住民税非課税世帯給付金 ⑵　令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金 ⑶　こども加算給付金 ⑷　令和6年度新たに住民税非課税世帯給付金 ⑸　令和6年度新たに住民税均等割のみ課税世帯給付金 ⑹　調整給付金 ⑺　令和6年度物価高騰対応給付金 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ・所得情報等を照会し、支給可否の判定をする。	事前	事務の追加に伴う変更
令和7年1月27日	Ⅰ　1．③システムの名称	令和5年度住民税非課税世帯給付金システム、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金システム、こども加算システム、令和6年度新たに住民税非課税給付金等システム、調整給付システム、番号管理連携システム、中間サーバー	令和5年度住民税非課税世帯給付金システム、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金システム、こども加算システム、令和6年度新たに住民税非課税給付金等システム、調整給付システム、令和6年度物価高騰対応給付金システム、番号管理連携システム、中間サーバー	事前	〃
令和7年1月27日	Ⅰ　2．特定個人情報ファイル名	令和5年度住民税非課税世帯給付金支給対象者情報ファイル、令和5年度住民税均等割のみ課税給付金支給対象者情報ファイル、こども加算支給対象者情報ファイル、令和6年度新たに住民税非課税世帯給付金等支給対象者情報ファイル、調整給付支給対象者情報ファイル	令和5年度住民税非課税世帯給付金支給対象者情報ファイル、令和5年度住民税均等割のみ課税給付金支給対象者情報ファイル、こども加算支給対象者情報ファイル、令和6年度新たに住民税非課税世帯給付金等支給対象者情報ファイル、調整給付支給対象者情報ファイル、令和6年度物価高騰対応給付金支給対象者情報ファイル	事前	〃
令和7年1月27日	Ⅰ　3．個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一の101の項、別表第一主務省令第74条	番号法第9条第1項別表の135の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事前	〃

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	Ⅰ　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	（情報提供の根拠） 無し（低所得世帯等に対する給付金等給付事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。） （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号別表第二の121の項、別表第二主務省令第59条の4	（情報提供の根拠） 無し（低所得世帯等に対する給付金等給付事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。） （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第162条	事前	〃
令和7年1月27日	Ⅳ　8. 人手を介在させる作業	（新規項目）	［〇］人手を介在させる作業はない	事前	〃
令和7年1月27日	Ⅳ　11. 最も優先度が高いと考えられる対策	（新規項目）	最も優先度が高いと考えられる対策 「 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策」 判断の根拠 「情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定し、アクセス権限の所持者には離席時のログアウト徹底を呼びかけていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。」	事前	〃